

福島市歯と口腔の健康づくり推進基本方針

福島市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成31年条例第17号)第11条の規定に基づき、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために基本方針(以下「基本方針」という。)を次のとおり定める。

1 市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する情報の収集及び提供に関する施策 (条例第 10 条 1 号)

(1) 目標

歯と口腔の健康に関する正しい知識を身につけ、歯と口腔の健康の維持・向上を図る

(2) 施策の方向性

- ① 様々な機会をとらえ、歯と口腔の健康に関する情報を収集し、提供する
- ② すべての世代にわかりやすく、取り組みに結びつきやすい情報提供ができる体制を整備する

2 むし歯の科学的根拠に基づく予防対策及び進行抑制を行うために必要な施策 (条例 10 条 2 号)

(1) 目標

むし歯について正しい知識と理解を深め、むし歯を予防する生活習慣を身につける

(2) 施策の方向性

- ① むし歯になりにくい生活リズムと食習慣が身につけられるよう支援する
- ② 歯の状態に応じたフッ化物の利用を推進する
- ③ 歯ブラシと補助的清掃用具(*1)を併用した口腔清掃の方法を普及啓発する
- ④ かかりつけ歯科医での定期的な検診受診を勧奨する

(*1) 補助的清掃用具 … デンタル・フロス、歯間ブラシ、舌ブラシなどの歯ブラシ以外の口腔清掃用具

3 歯周炎、歯肉炎その他の歯周疾患の科学的根拠に基づく予防対策及び進行抑制を行うために必要な施策 (条例第 10 条 3 号)

(1) 目標

歯周炎、歯肉炎その他の歯周疾患について正しい知識と理解を深め、歯周疾患を予防する生活習慣を身につける

(2) 施策の方向性

- ① 歯周炎・歯肉炎についての理解を深め、全身疾患との関わりを普及啓発する
- ② 歯周病予防のための生活習慣が身につけられるよう支援する
- ③ 歯ブラシと補助的清掃用具を併用した口腔清掃の方法を普及啓発する
- ④ かかりつけ歯科医での定期的な検診受診を勧奨する

4 口腔機能の維持向上のために必要な施策（条例第 10 条 4 号）

(1) 目標

いつまでも健康な歯と口腔で、食事と会話を楽しみ、生活の質を高める

(2) 施策の方向性

- ① 口腔機能やライフステージに合わせた安全においしく食べるための知識を普及啓発する
 - ② ライフステージに応じた口腔機能の獲得、維持向上を支援する
 - ③ オーラルフレイル^(*2)の予防または改善を推進する
 - ④ 個人の状況に応じた相談ができるように、医療や介護等の関連領域・関係職種との連携を図る
- (*2) オーラルフレイル … 歯の喪失や食べること、話すことに代表される様々な機能の「軽微な衰え」が重複し、口腔機能低下の危険性が増加しているが、改善も可能な状態であること

5 障がい者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健康づくりの確保及び推進のために必要な施策(条例第 10 条 5 号)

(1) 目標

障がいや要介護の状態にあわせた、歯と口腔の健康の保持・増進を図る

(2) 施策の方向性

- ① 障がいや要介護の状態にあわせた歯と口腔の健康について普及啓発する
- ② かかりつけ歯科医を持ち、定期的な検診や治療を受けることを勧奨する
- ③ 個人の状況に応じた相談ができるように、医療や介護等の関連領域・関係職種との連携を図る

6 歯科医療等業務従事者及び保健等業務従事者のうち歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上を図るために必要な施策(条例第 10 条 6 号)

(1) 目標

関係機関と連携を強化し、歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上を図る

(2) 施策の方向性

- ① 市及び関係機関・団体は研修等の機会を確保する
- ② 市及び関係機関・団体は歯科医療等業務従事者の人材確保に努める

7 その他

市は歯科口腔保健施策を総合的かつ効果的に推進するため、ふくしまし健康づくりプランの進行管理にあわせてPDCAサイクルに基づいた評価、見直しを行う。なお、期間中に状況の変化などが生じた場合には、内容の見直しを実施する。

附 則

この基本方針は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

令和6年11月1日一部改正